

朝食 7:00～9:00 昼食 11:30～13:30 夕食 17:00～19:00
希望の時間に提供することができます。

- ② 入浴
 - ・ 週2回以上行います。但し、ご利用者の身体の状態に応じて清拭になる場合があります。
 - ・ ご利用者の心身の状態や意向に応じて、機械浴槽や一般浴槽を使用して入浴することができます。
- ③ 排泄
 - ・ 排泄の自立を促すため、トイレ誘導や利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ④ 機能訓練
 - ・ ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ⑤ 栄養管理
 - ・ 栄養アセスメントを行い、栄養管理を計画的に実施します。
- ⑥ 口腔衛生管理
 - ・ 日々の口腔内の清潔や衛生管理に努めるため、口腔内の特徴やそれに伴う周辺の影響などを十分に理解したうえで、毎日食後、口腔ケアを行います。
 - ・ 歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、口腔衛生管理を計画的に行います。
- ⑦ 健康管理
 - ・ 医師（嘱託医）や看護職員が、健康管理を行います。
- ⑧ その他自立への支援
 - ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 - ・ 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替え・更衣を行うよう配慮します。
 - ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ⑨ 看取り介護
 - ・ 別紙参照

（2）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費）

ご利用者に提供する食事の材料費及び調理費にかかる費用です。

ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（1日あたり）のご負担となります。

② 居住に要する費用（光熱水費及び室料（建物設備等の減価償却費等））

この施設及び設備を利用し、滞在されるにあたり、ご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方については、その認定証に記載された居住費（滞在費）の金額（1日あたり）のご負担となります。

※外出・外泊・入院等で居室を開けておく場合にも料金が発生します。

※第1段階の方は、6日までは負担限度額認定の適用が受けられますが、7日目からは別途料金（1日あたり880円）が発生します。